一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は，函館市補助金等交付規則（昭和６２年函館市規則第４３号）に定めがあるもののほか，一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構（以下「推進機構」という。）が実施する函館国際水産・海洋都市構想（以下「構想」という。）に関する事業に対し補助金を交付することについて，必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付対象となる事業は，推進機構が実施する次の各号に掲げるものとする。

(1) 管理運営事業

(2) 構想推進事業

（補助金の額）

第３条　補助金は，前条に規定する事業に要する経費について，予算の範囲内において交付する。

（補助金交付の条件）

第４条　補助対象経費に消費税および地方消費税相当分を含めた額で補助金の交付の申請をした補助事業者は，補助対象事業完了後に消費税および地方消費税の申告により，この補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には，別記第１号様式により速やかに市長に報告しなければならない。

２　市長は，前項の規定による報告があったときは，すでに交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について，市に納付させることができる。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行の日前に補助金の交付の決定を受けた事業については，なお従前の例による。

別記第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

（あて先）函 館 市 長

（申請者）
法　人　名
代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　月　日付け函〇〇第　号で交付決定を受けた　　年度 一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について，下記のとおり報告します。

１　一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構補助金交付要綱第３条に規定する額又は事業実績報告による精算額

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（市補助金返還相当額）

３　添付書類
（１）積算内訳報告書
（２）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
（３）課税売上割合，控除対象仕入税額等の計算書（写し）
（４）特定収入割合が５％を超える場合は，その計算書類

積算内訳報告書［返還なし］

1　主たる事務所の所在地・法人名等

2　代表者職氏名

3　補助事業名

4　函館市から交付された補助金等の額の確定額

	円

5　概要（「返還なし」となる理由を記載）

積算内訳報告書［全額控除（課税売上割合95%以上）］

1　主たる事務所の所在地・法人名等

2　代表者職氏名

3　補助事業名

4　函館市から交付された補助金等の額の確定額

円

5　概要

（1）補助金の使途の内訳

区分			課税仕入	非課税仕入	合計
補助対象経費の内訳	8%分				0
					0
					0
		小計	0	0	0
	10%分				0
					0
					0
		小計	0	0	0
合計			0	0	0

（2）課税売上割合

課税売上高［課税資産の譲渡等の対価の額］　／　総売上高［資産の譲渡等の対価の額］

＝　0 %

（3）消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

A　課税売上にのみ要する課税仕入れに使用された補助金（税率８％適用分）

0 ×(8/108)=　0 円

B　課税売上にのみ要する課税仕入れに使用された補助金（税率10%適用分）

0 ×(10/110)=　0 円

補助金に係る仕入控除税額（A＋B）＝　0 円

積算内訳報告書［個別対応方式］

1　主たる事務所の所在地・法人名等

2　代表者職氏名

3　補助事業名

4　函館市から交付された補助金等の額の確定額

円

5　概要

（１）補助金の使途の内訳

区分			課税仕入			非課税仕入	合計
			課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分		
補助対象経費の内訳	8%分						0
							0
							0
		小計	0	0	0	0	0
	10%分						0
							0
							0
		小計	0	0	0	0	0
合計			0	0	0	0	0

（２）課税売上割合

課税売上高［課税資産の譲渡等の対価の額］　／　総売上高［資産の譲渡等の対価の額］

＝　0 %

（３）消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

A　課税売上にのみ要する課税仕入れに使用された補助金（税率８％適用分）

0 ×(8/108)＝　0 円

B　課税売上にのみ要する課税仕入れに使用された補助金（税率10％適用分）

0 ×(10/110)＝　0 円

C　課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れに使用された補助金（税率８％適用分）

0 ×(8/108)×　0 %＝　0 円

D　課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れに使用された補助金（税率10％適用分）

0 ×(10/110)＝　0 %＝　0 円

補助金に係る仕入控除税額（A＋B＋C＋D）＝　0 円

積算内訳報告書［一括比例配分方式］

1　主たる事務所の所在地・法人名等

2　代表者職氏名

3　補助事業名

4　函館市から交付された補助金等の額の確定額

円

5　概要

（１）補助金の使途の内訳

区分			課税仕入	非課税仕入	合計
補助対象経費の内訳	8%分				0
					0
					0
		小計	0	0	0
	10%分				0
					0
					0
		小計	0	0	0
合計			0	0	0

（２）課税売上割合

課税売上高［課税資産の譲渡等の対価の額］　／　総売上高［資産の譲渡等の対価の額］

＝　0 %

（３）消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

Ａ　課税仕入れに使用された補助金（税率８％適用分）

0 ×(8/108)×　0 %＝　0 円

Ｂ　課税仕入れに使用された補助金（税率10％適用分）

0 ×(10/110)=　0 %＝　0 円

補助金に係る仕入控除税額（Ａ＋Ｂ）＝　0 円